

国立大学法人東京農工大学役職員倫理規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学役職員倫理規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
本則 (倫理監督者及び倫理管理者) 第14条 (略) 2 倫理監督者は、学長とし、倫理管理者は、 <u>副学長</u> のうちから学長が指名する。	本則 (倫理監督者及び倫理管理者) 第14条 (略) 2 倫理監督者は、学長とし、倫理管理者は、 <u>理事</u> のうちから学長が指名する。	

附 則 (教規程第18号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。